

2008年9月29日 全4頁

# 有価証券報告書の 提出義務要件の見直し

制度調査部  
横山 淳

## 2008年金商法改正関連シリーズ

### [要約]

- 2008年9月19日、金融庁は「平成20年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等の公表について」（以下、政省令案）を発表した。これは2008年6月に成立した金商法改正法の細目を定める政省令案である。
- この中で、有価証券報告書の提出義務要件の見直しも行われている。
- 具体的には、いわゆる外形基準（株主数基準）により有価証券報告書の提出義務が生じる株券等の所有者数を、現行の500名から1,000名に引き上げることとしている。
- 同時に、いわゆるプロ向け銘柄については、上記の株券等の所有者数から特定投資家の数を除外して、有価証券報告書提出義務の有無を判定することとしている。

### はじめに

○2008年9月19日、金融庁は「平成20年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等の公表について」（以下、政省令案）を発表した<sup>1</sup>。これは2008年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下、金商法改正法）の細目を定める政省令案である。

○金商法改正法では、主に次のような内容が盛り込まれていた。

- ①いわゆるプロ向け市場の創設
- ②ETFの多様化
- ③銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し
- ④課徴金制度の強化
- ⑤金融商品取引所による排出権取引市場開設の解禁
- ⑥訂正命令を行う開示書類の縦覧制限

○本稿では、「①いわゆるプロ向け市場の創設」に関連して実施される有価証券報告書の提出義務要件の見直しについて紹介する。

<sup>1</sup> 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/20/20080919-6.html>) に掲載されている。

## 金商法改正法と有価証券報告書の提出義務要件

○金商法改正法では、いわゆるプロ向け市場の創設に関連して、有価証券報告書の提出義務が課される要件について、次のような改正が行われている（改正金融商品取引法 24 条 1 項）。

改正前	改正後
①金融商品取引所に上場されている有価証券	①金融商品取引所に上場されている有価証券 <u>（特定上場有価証券（※1）を除く）</u>
②流通状況が①に準ずるものとして政令で定める有価証券（※2）	②流通状況が①に準ずる者として政令で定める有価証券 <u>（流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券を除く）</u>
③募集・売出しにつき有価証券届出書・発行登録追補書類を提出した有価証券（前記①②を除く）	③同左（※3）
④その会社の発行する株券等で、最近5事業年度のいずれかの末日における所有者の数が政令で定める数以上であるもの	④同左

（※1）金融商品取引所が取引参加者等に特定投資家等以外の者からの委託を受けて買付けを行うことを原則禁止する市場（特定取引所金融商品市場）のみに上場されている有価証券（改正金融商品取引法 2 条 32、33 項）。

（※2）具体的には、「店頭売買有価証券」が定められている（金融商品取引法施行令 3 条）。なお、今回の政省令案でも同様である。

（※3）金商法改正法では、特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行ったことにより有価証券届出書を提出した場合も含むこととしている。

○前記①は、上場有価証券の発行者に対して有価証券報告書の提出義務を課するというものである。

○金商法改正法によって、上場有価証券であっても、金融商品取引所が開設するいわゆるプロ向け市場のみ上場する「特定上場有価証券」については、有価証券報告書の提出義務を免除することとされた。その結果、プロ向け市場のみに上場する有価証券は、有価証券届出書などの発行開示だけではなく、有価証券報告書などの継続開示についても、原則として法定開示義務は免除されることとなる<sup>2</sup>。

○前記②、店頭売買有価証券の発行者に対して有価証券報告書の提出義務を課するというものである。

○金商法改正法によって、店頭売買有価証券であっても、「特定上場有価証券」に準じるものについては、有価証券報告書の提出義務を免除することとされた。

○今回の政省令案では「特定上場有価証券」に準ずるものとして、具体的に「特定店頭売買有価証券」、即ち、認可金融商品取引業協会が開設するプロ向け（店頭）市場のみにおいて売買が行われる有価証券が定められている（金融商品取引法施行令改正案 3 条の 6 第 2 項）。

○前記③は、（上場等を行っていなくても）有価証券届出書などの提出義務が課される募集・売出しを行った有価証券の発行者には有価証券報告書の提出義務を課するというものである。

<sup>2</sup> 法定開示義務が免除される代わりに、「特定証券情報」、「発行者情報」の提供・公表義務が課されることとなる。詳細については、拙稿「プロ向け市場と開示規制の改正案」（2008 年 3 月 27 日付レポート）、「プロ向け市場の情報提供・公表制度の内閣府令案」（2008 年 9 月●日付レポート）など参照。

○前記③については、金商法改正法に伴う大きな改正はない。ただ、金商法改正法の下では、特定投資家のみを相手方とする勧誘等については、一定の要件を充たせば、募集・売出しに該当せず、有価証券届出書の提出義務が免除されている。従って、（これらの要件を充たす限り）前記③によりプロ向け銘柄に対しては有価証券報告書の提出義務は課されないということになる。

○前記④は、（上場や募集などを行っていないとしても）株主等の数が一定以上の会社に対しては有価証券報告書の提出義務を課するというものである（いわゆる外形基準）。

○前記④については、金商法改正法に伴う改正は行われていない。しかし、今回の政省令案の中で「所有者の数が政令で定める数以上」という部分についての改正が盛り込まれている。具体的には、次の通りである（金融商品取引法改正案3条の6第4項）。

現行	改正案
500名	1,000名 (特定投資家向け有価証券の場合は、1,000に内閣府令で定めるところにより計算した特定投資家の数を加えた数)

○まず、特定投資家向け有価証券（いわゆるプロ向け銘柄）であるか否かを問わず、外形基準によって有価証券報告書の提出義務が課されることになる「株券等の所有者数」が500名から1,000名に引き上げられる。

○次に、特定投資家向け有価証券の場合、外形基準によって有価証券報告書の提出義務が課されることになる「株券等の所有者数」は、更に「1,000名+特定投資家の数」まで引き上げられることとなる。これは、言い換えれば、特定投資家向け有価証券の場合、（上場や募集などを行っていないければ）株券等の所有者数から特定投資家の数を除外した数が1,000名以上になって、初めて有価証券報告書の提出義務が発生するということである。

○なお、特定投資家の数について、今回の政省令案の中では、次のようにして計算するものとされている（企業内容等の開示に関する内閣府令改正案15条の4）。

特定投資家の数 = 次の①～③を合計した数

- ①発行者の株主名簿等に記載された次の者（常に特定投資家と位置づけられる）の数
- イ 適格機関投資家
  - ロ 国
  - ハ 日本銀行
- ②発行者の株主名簿等に記載された次の者（原則として特定投資家として位置づけられる）の数（ただし、その者が1以上の金融商品取引業者等に対し、有価証券に関する契約について「一般投資家」を選択していることを発行者が知っている者を除く）
- イ 地方公共団体
  - ロ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
  - ハ 投資者保護基金
  - ニ 預金保険機構
  - ホ 農水産業協同組合貯金保険機構

- へ 保険契約者保護機構
- ト 資産流動化法上の特定目的会社
- チ 上場株券の発行会社（上場会社）
- リ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金 5 億円以上と見込まれる株式会社
- ヌ 金融商品取引業者又は特例業務届出者である法人
- ル 外国法人

③前記①②以外の者（原則として一般投資家として位置づけられる）のうち、その者が 1 以上の金融商品取引業者等に対し、有価証券に関する契約について「特定投資家」を選択していることを発行者が知っている者の数

## 予定される施行日

- 改正後の政省令は、金商法改正法の施行日から施行することが予定されている（金融商品取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案附則 1 条など）。
- なお、金商法改正法（ファイアーウォール規制の見直しなどを除く）は、公布日（2008 年 6 月 13 日）から 6 ヶ月以内の政令指定日から施行すると定められている（金商法改正法附則 1 条）。